

利用料金のご案内（通所リハビリテーション）

令和4年10月

単位（円／日）

	負担割合	1割	2割
施設利用料 (6時間以上7時間未満)	要介護1	757	1,514
	要介護2	900	1,800
	要介護3	1,039	2,077
	要介護4	1,204	2,407
	要介護5	1,366	2,731
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		24	47
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		20	39
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		7	13
中重度者ケア体制加算:厚生労働大臣が定める基準に適合する場合		22	43
移行支援加算:厚生労働大臣が定める基準に適合する場合		13	26
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）:所定単位数に4.7%を乗じた単位数			
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）:所定単位数に2.0%を乗じた単位数			
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）:所定単位数に1.7%を乗じた単位数			
介護職員等ベースアップ等支援加算:所定単位数に1.0%を乗じた単位数			
感染症及び災害により、臨時的に利用者数が一定減少している場合:基本報酬に3.0%を乗じた単位数			
食費（昼食・おやつセット）		770	

施設利用料は居宅サービス費の4級地（神戸市）計算した額です。サービスの時間は午前10時～午後4時です

加算料金について 単位（円／日） ※該当される方のみ算定となります。

		1割	2割	
科学的介護推進体制加算	ADL値、栄養状態、口腔状態、認知症の状況その他の心身の基本情報を厚生労働省に提出している場合	43/月	86/月	
入浴介助加算	(Ⅰ)入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有している場合	43	86	
	(Ⅱ)医師等が居宅を訪問し浴室の環境整備の助言を行っている場合。入浴計画を作成している場合	64	128	
リハビリテーション マネジメント加算	(A)イ:リハビリ専門職が計画書の内容を説明、同意を得るとともに医師に報告している場合	開始日より6月以内	597/月	1,194/月
		6月超	256/月	512/月
	(A)ロ:イに加え計画書等の情報を厚生労働省に提出している場合	開始日より6月以内	633/月	1,265/月
		6月超	291/月	582/月
	(B)イ:医師が計画書の内容を説明、同意を得ている場合	開始日より6月以内	885/月	1,770/月
		6月超	544/月	1,088/月
(B)ロ:イに加え計画書等の情報を厚生労働省に提出している場合	開始日より6月以内	920/月	1,840/月	
	6月超	579/月	1,158/月	
栄養改善加算:低栄養状態又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士等が栄養計画を作成し、定期的な評価と計画の見直しを行った場合（月2回）		214	427	
栄養アセスメント加算:管理栄養士を配置しており、他の職種と共同して栄養アセスメントを実施している場合。また、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出している場合。 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)及び栄養改善加算との併算定は不可		54/月	107/月	
口腔機能向上 加算	(Ⅰ)口腔機能改善計画を作成し定期的な評価、見直しをした場合（月2回）	160	320	
	(Ⅱ)(Ⅰ)の情報を厚生労働省に提出している場合（月2回）	171	341	
口腔・栄養スク リーニング加算	(Ⅰ)6月ごとの口腔の健康状態及び栄養状態を確認し介護支援専門員に情報を提供している場合（6月に1回限度）	22	43	
	(Ⅱ)6月ごとの口腔の健康状態と栄養状態のいずれかを確認し介護支援専門員に情報を提供している場合（6月に1回限度）	6	11	
リハビリテーション提供体制加算:リハビリマネジメント加算を算定して理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を所定数配置の場合		26	51	
短期集中個別リハビリテーション実施加算:退院・退所後又は要介護認定を受けた後に、早期における日常生活活動の自立性を向上させる為、短期集中的にリハビリテーションを実施した場合（退院後3月以内）		118	235	

生活行為向上リハビリテーション実施加算：生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション実施計画に基づいてリハビリテーションを実施した場合（開始日から6月以内）		1,333/月	2,665/月
※若年性認知症利用者受け入れ加算：若年性認知症の方が利用した場合		64	128
認知症短期集中リハビリテーション加算	(Ⅰ)認知症と医師により判断され、集中的にリハビリテーションを行った場合	256/日	512/日
	(Ⅱ)通所リハビリテーション計画を作成し、生活機能向上に資するリハビリテーションを実施した場合 ※(Ⅰ)(Ⅱ)の同時算定、短期集中個別リハビリ、生活行為向上リハビリテーション実施加算との併用不可	2,047/月	4,094/月
重度療養管理加算：要介護3、4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める状態であるものに対して、医学的管理のもと通所リハビリテーションを行った場合		107	214
※送迎を行わない場合（片道）		-50	-100

その他の利用料金 単位（円/日）（※別紙にてお申込み下さい）

※日用品費・・・利用者様の希望により日常生活に必要なもの	実 費
※教養娯楽費・・・利用者様の希望によるクラブ活動や行事等に必要費用	実 費
施設外でのレクリエーション費用	実 費
理美容代	実 費
みなし利用料・・・介護保険申請後非該当であった場合の利用料金（食費込）	3,500
利用日程の変更・キャンセル料・・・利用予定日の前日・当日の申し出の場合	一律385

利用料金のご案内（通所リハビリテーション）

令和4年10月

単位（円/日）

施設利用料 (6時間以上 7 時間未満)	負担割合	3割
	要介護 1	2,271
	要介護 2	2,700
	要介護 3	3,115
	要介護 4	3,611
	要介護 5	4,097
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	71
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	58
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	19
	中重度者ケア体制加算:厚生労働大臣が定める基準に適合する場合	64
	移行支援加算:厚生労働大臣が定める基準に適合する場合	39
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）:所定単位数に4.7%を乗じた単位数	
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）:所定単位数に2.0%を乗じた単位数	
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）:所定単位数に1.7%を乗じた単位数	
	介護職員等ベースアップ等支援加算:所定単位数に1.0%を乗じた単位数	
	感染症及び災害により、臨時的に利用者数が一定減少している場合:基本報酬に3.0%を乗じた単位数	
	食費（昼食・おやつセット）	770

施設利用料は居宅サービス費の4級地（神戸市）計算した額です。サービスの時間は午前10時～午後4時です

加算料金について 単位（円/日） ※該当される方のみ算定となります。

			3割
科学的介護推進体制加算	ADL値、栄養状態、口腔状態、認知症の状況その他の心身の基本情報を厚生労働省に提出している場合		128/月
入浴介助加算	(Ⅰ)入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有している場合		128
	(Ⅱ)医師等が居宅を訪問し浴室の環境整備の助言を行っている場合。入浴計画を作成している場合		192
リハビリテーションマネジメント加算	(A)イ:リハビリ専門職が計画書の内容を説明、同意を得るとともに医師に報告している場合	開始日より6月以内	1,791/月
		6月超	768/月
	(A)ロ:イに加え計画書等の情報を厚生労働省に提出している場合	開始日より6月以内	1,897/月
		6月超	873/月
(B)イ:医師が計画書の内容を説明、同意を得ている場合	開始日より6月以内	2,655/月	
	6月超	1,631/月	
(B)ロ:イに加え計画書等の情報を厚生労働省に提出している場合	開始日より6月以内	2,760/月	
	6月超	1,737/月	
	栄養改善加算:低栄養状態又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士等が栄養計画を作成し、定期的な評価と計画の見直しを行った場合（月2回）		640
	栄養アセスメント加算:管理栄養士を配置しており、他の職種と共同して栄養アセスメントを実施している場合また、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出している場合。		160/月
口腔機能向上加算	(Ⅰ)口腔機能改善計画を作成し定期的な評価、見直しをした場合（月2回）		480
	(Ⅱ)(Ⅰ)の情報を厚生労働省に提出している場合（月2回）		512
口腔・栄養スクリーニング加算	(Ⅰ)6月ごとの口腔の健康状態及び栄養状態を確認し介護支援専門員に情報を提供している場合（6月に1回限度）		64
	(Ⅱ)6月ごとの口腔の健康状態と栄養状態のいずれかを確認し介護支援専門員に情報を提供している場合（6月に1回限度）		16

リハビリテーション提供体制加算:リハビリマネージメント加算を算定して理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を所定数配置の場合		77
短期集中個別リハビリテーション実施加算:退院・退所後又は要介護認定を受けた後に、早期における日常生活活動の自立性を向上させる為、短期集中的にリハビリテーションを実施した場合(退院後3月以内)		352
生活行為向上リハビリテーション実施加算:生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション実施計画に基づいてリハビリテーションを実施した場合(開始日から6月以内)		3,998/月
※若年性認知症利用者受け入れ加算:若年性認知症の方が利用した場合		192
認知症短期集中リハビリテーション加算	(Ⅰ)認知症と医師により判断され、集中的にリハビリテーションを行った場合	768/日
	(Ⅱ)通所リハビリテーション計画を作成し、生活機能向上に資するリハビリテーションを実施した場合 ※(Ⅰ)(Ⅱ)の同時算定、短期集中個別リハビリ、生活行為向上リハビリテーション実施加算との併用不可	6,141/月
重度療養管理加算:要介護3、4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める状態であるものに対して、医		320
※送迎を行わない場合(片道)		-150

その他の利用料金 単位(円/日) (※別紙にてお申込み下さい)

※日用品費・・・利用者様の希望により日常生活に必要なもの	実費
※教養娯楽費・・・利用者様の希望によるクラブ活動や行事等に必要費用	実費
施設外でのレクリエーション費用	実費
理美容代	実費
みなし利用料・・・介護保険申請後非該当であった場合の利用料金(食費込)	3,500
利用日程の変更・キャンセル料・・・利用予定日の前日・当日の申し出の場合	一律385

利用料金のご案内（介護予防通所リハビリテーション）

令和4年10月

単位（円／月）

基本利用料金	負担割合	1割	2割
施設利用料	要支援1	2,189	4,377
	要支援2	4,263	8,526
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援1	94	188
	要支援2	188	376
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	要支援1	77	154
	要支援2	154	307
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	要支援1	26	51
	要支援2	52	103
事業所評価加算：厚生労働大臣が定める基準に適合している場合		128	256
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）：所定単位数に4.7%を乗じた単位数			
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）：所定単位数に2.0%を乗じた単位数			
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）：所定単位数に1.7%を乗じた単位数			
介護職員等ベースアップ等支援加算：所定単位数に1.0%を乗じた単位数			
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた場合	要支援1	-21	-42
	要支援2	-42	-85
食費（昼食・おやつセット）		770（日額）	

施設利用料は居宅サービス費の4級地（神戸市）計算した額です

通常サービスの時間は、午前10時～午後4時です／短時間サービスの時間は、午前10時～午後12時です

加算料金について 単位（円／月） ※該当される方のみ算定となります。	1割	2割	
※運動器機能向上加算： 理学療法士等を中心に、看護・介護職員等が共同して利用者の個別の計画を作成し、定期的な評価、計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合	240	480	
※栄養改善加算： 低栄養状態にある又はそのおそれがある利用者に対し、管理栄養士等が看護・介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合	214	427	
※口腔機能向上加算（月2回）			
（Ⅰ）口腔機能改善計画を作成し定期的な評価、見直しをした場合	160	320	
（Ⅱ）（Ⅰ）の情報を厚生労働省に提出している場合	171	341	
選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）：選択的サービス（※）のうち2種類実施した場合	512	1,024	
選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）：選択的サービス（※）のうち3種類実施した場合	747	1,493	
生活行為向上リハビリテーション実施加算：（開始から6月） 専門的な知識若しくは経験を有するものが生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション実施計画に基づいてリハビリテーションを実施した場合	599	1,198	
栄養アセスメント加算：管理栄養士を配置しており、他の職種と共同して栄養アセスメントを実施している場合。また、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出している場合。 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）及び栄養改善加算との併算定は不可	54	107	
口腔・栄養スクリーニング加算	（Ⅰ）6月ごとの口腔の健康状態及び栄養状態を確認し介護支援専門員に情報を提供している場合（6月に1回限度）	22	43
	（Ⅱ）6月ごとの口腔の健康状態と栄養状態のいずれかを確認し介護支援専門員に情報を提供している場合（6月に1回限度）	6	11
科学的介護推進体制加算：ADL値、栄養状態、口腔状態、認知症の状況その他の心身の基本情報を厚生労働省に提出している場合	43	86	

その他の利用料金 単位（円／日） ※別紙にてお申し込みください

※日用品費：利用者様の希望により日常生活に必要なもの	実費
※教養娯楽費：利用者様の希望によるクラブ活動や行事等に必要の費用	実費
施設外でのレクリエーション費用	実費
理美容代	実費
みなし利用料：介護保険申請後非該当であった場合の利用料金（食費込）	3,500
利用日程変更食費キャンセル料：利用予定日の前日・当日の申し出の場合	一律385

利用料金のご案内（介護予防通所リハビリテーション）

令和4年10月

単位（円／月）

基本利用料金	負担割合	3割
施設利用料	要支援 1	6,566
	要支援 2	12,789
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援 1	282
	要支援 2	563
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	要支援 1	231
	要支援 2	461
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	要支援 1	77
	要支援 2	154
事業所評価加算：厚生労働大臣が定める基準に適合している場合		384
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）：所定単位数に4.7%を乗じた単位数		
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）：所定単位数に2.0%を乗じた単位数		
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）：所定単位数に1.7%を乗じた単位数		
介護職員等ベースアップ等支援加算：所定単位数に1.0%を乗じた単位数		
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた場合	要支援 1	-64
	要支援 2	-128
食費（昼食・おやつセット）		770（日額）

施設利用料は居宅サービス費の4級地（神戸市）計算した額です

通常サービスの時間は、午前10時～午後4時です／短時間サービスの時間は、午前10時～午後12時です

加算料金について 単位（円／月） ※該当される方のみ算定となります。	3割	
※運動器機能向上加算： 理学療法士等を中心に、看護・介護職員等が共同して利用者の個別の計画を作成し、定期的な評価、計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合	720	
※栄養改善加算： 低栄養状態にある又はそのおそれがある利用者に対し、管理栄養士等が看護・介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合	640	
※口腔機能向上加算（月2回）	（Ⅰ）口腔機能改善計画を作成し定期的な評価、見直しをした場合	480
	（Ⅱ）（Ⅰ）の情報を厚生労働省に提出している場合	512
選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）：選択的サービス（※）のうち2種類実施した場合	1,535	
選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）：選択的サービス（※）のうち3種類実施した場合	2,239	
生活行為向上リハビリテーション実施加算：（開始から6月） 専門的な知識若しくは経験を有するものが生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション実施計画に基づいてリハビリテーションを実施した場合	1,797	
栄養アセスメント加算：管理栄養士を配置しており、他の職種と共同して栄養アセスメントを実施している場合。また、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出している場合。 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）及び栄養改善加算との併算定は不可	160	
口腔・栄養スクリーニング加算	（Ⅰ）6月ごとの口腔の健康状態及び栄養状態を確認し介護支援専門員に情報を提供している場合（6月に1回限度）	64
	（Ⅱ）6月ごとの口腔の健康状態と栄養状態のいずれかを確認し介護支援専門員に情報を提供している場合（6月に1回限度）	16
科学的介護推進体制加算：ADL値、栄養状態、口腔状態、認知症の状況その他の心身の基本情報を厚生労働省に提出している場合	128	

その他の利用料金 単位（円／日） ※別紙にてお申し込みください

※日用品費：利用者様の希望により日常生活に必要なもの	実費
※教養娯楽費：利用者様の希望によるクラブ活動や行事等に必要の費用	実費
施設外でのレクリエーション費用	実費
理美容代	実費
みなし利用料：介護保険申請後非該当であった場合の利用料金（食費込）	3,500
利用日程変更食費キャンセル料：利用予定日の前日・当日の申し出の場合	一律385